



## 民法18歳「成年」と少年法の適用年齢引下げ問題 ～高校教員の皆さまにお伝えしたいこと～

やま さき けん いち  
山 崎 健 一 弁 護 士

### 1 はじめに

今から約2年半後の2022年4月、民法上の「成年」が18歳となる。高校の現場でも、3年生たちが4月から次々と「成年」を覚え、市民生活上の「大人」として扱われることになる。また、これに関連して、少年法の適用年齢についても、20歳未満から18歳未満へと引き下げるべきか否かが議論されている。仮に引下げが行われれば、18歳の高校3年生が犯罪に関わると、少年法は適用されずに「成人」の事件として扱われることになる。

このように、18歳「成年」と少年法の適用年齢引下げ問題は、18歳前後の子ども達に大きな影響があり、高校教育の現場に与える影響も決して少なくない。本稿では、民法の成年年齢や少年法適用年齢の引下げについて、それが及ぼす効果と問題点について論じてみたい。

### 2 18歳を「大人」とする動き

そもそも、今回の「18歳」をめぐる動き

は、2007年に成立した憲法改正に関する国民投票法において、投票権年齢が18歳以上とされたことが契機となった。その後、公職選挙法も改正され、選挙権年齢についても20歳以上から18歳以上へと引き下げられた(2015年)。

かかる政治参加に関する権利付与に伴い、市民生活に関する基本法たる民法においても18歳を「大人」として扱うべきではないかとの議論が起こった。その結果、2018年6月、民法の「成年」年齢を18歳へ引き下げる内容の法律が成立するに至ったのである(施行は2022年4月)。

### 3 民法「成年」年齢引下げの効果と影響

それではまず、18歳が民法上の「成年」とされることで何が変わるのか、確認しておきたい。

#### (1) 単独での契約締結

成年となることで、18歳にも完全な「行為能力」(法律行為を単独で有効に行なうことのできる能力)が認められる。これに

より、親の同意を得なくても、様々な契約（携帯電話の購入、アパートの賃借、クレジットカードの作成等）を一人で締結することができるようになる。

## (2) 居所・職業選択の決定

未成年ではなくなり、父母等の「親権」に服さなくなることによって、自分の住む場所（居所）や進学・就職などの進路決定を自分の意思で決めることが可能となる。

他方で、「成年」年齢引下げに関しては、以下のような懸念も強く指摘されている

### (1) 消費者被害拡大のおそれ

民法では、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合、無条件で契約を取り消すことが認められており（未成年者取消権）、悪徳商法等から若者を守る「防波堤」の役割を果たしている。しかし、18歳が成年とされると、18歳19歳にこの取消権が認められなくなることから、悪徳商法などによる若者の消費者被害が増加するのではないかと強く懸念されている。

### (2) 経済的困窮のおそれ

経済的困窮や社会適応に困難を抱える18歳19歳について、「成年である」ことを理由に親等による保護を受けられにくくなり、ますます困窮してしまうのではないかと懸念もある。

### (3) 生徒指導が困難化するおそれ

18歳になった生徒については、成年とされ親権（監護教育権）に服さなくなることから、父母等を介しての指導が難しくなり生徒指導が困難化するのではないかと指摘もある。

このように、民法上の「成年」とされることにより、18歳を取り巻く状況は大きく変化する。高校教育の現場でも、それに対応

した教育・指導の在り方を検討する必要がある。

なお、他にも「飲酒・喫煙」や「成人式」などの問題があるが、これらについて変更は予定されていない。18歳が「成年」になっても、飲酒・喫煙や公営ギャンブルはこれまでと同様に禁止されたままであり、成人式についても20歳を基準に実施される見通しである。

## 4 少年法の適用年齢引下げに関する議論

では次に、少年法に関する議論についてご紹介したい。

### (1) 少年法の概要と適用年齢引下げの議論

少年法は、「少年」（女子も含む）の非行に対して裁判所で行う手続や処分等について定めた法律である。現行法は20歳未満を「少年」とし、その事件を全て家庭裁判所に送り、原則として刑事罰ではなく「保護処分」（少年院送致など）を科すこととしている。また、「実名報道」を禁止するなど、成人による犯罪とは大きく異なる手続・処分を定めている。

このような内容を持つ少年法について、2017年2月の法務大臣からの諮問を受け、法制審議会の特別部会において、選挙権年齢や民法の成年年齢と合わせて少年法の適用年齢も20歳未満から18歳未満へと引き下げるべきか否かが議論されているのである。

### (2) 少年犯罪の現状と非行少年の実情

前提としてまず、わが国の少年犯罪の現状と非行少年の実情について確認しておきたい。

#### ① 少年犯罪の現状

わが国の少年犯罪（検挙者数）は14年連続で減少し（ピーク時の約14%）、少年人口1000人当たりの発生数（少年人口比）で見てもピーク時の約24%にまで

減少している。このような傾向は、凶悪犯罪についても、また18歳19歳の少年についても同様である。

よく「少年犯罪が増加・凶悪化している」などと指摘されることがあるが、実際には決してそのような状況ではない。少年犯罪は凶悪事件も含めて大幅に減少しているのである。

## ② 非行少年の実情

また近時、非行に及ぶ少年たちの特徴として、児童虐待などの被害体験を抱えた子たちが多く（少年院在院者全体の約60%、女子少年については約72%が児童虐待等の被害体験を有するとの調査結果もある）ことや、発達障害など資質上のハンディを抱えた子が周囲との不適応から事件に至ってしまう事例が報告されている。経済的貧困が非行の背景にあることも少なくない。

報道等で、重大犯罪や動機が不可解な非行に及ぶ少年をまるで「モンスター」であるかのように扱うことがあるが、非行少年の実情をよく見れば、決してそのようなことはない。

## (3) 少年法の手続・処分とその評価

次に、そのような少年犯罪を少年法はどのように扱っているかを見てみたい。

### ① 少年法の手続と処分

成人の犯罪については、主として事案の軽重により処分が決められる。そのため、（これは一般にあまり知られていないことだが）多くの事件が起訴猶予（全体の約65%）や罰金（約30%）となり、正式裁判に至らないまま手続が終了しているのが現状である。

これに対し、少年による非行は、事案の大小を問わず、全ての事件が家庭裁判所に送致される（全件送致主義）。そし

て、家裁の少年審判では、家裁調査官や少年鑑別所により事件の背景事情や少年の生育環境・交友関係などに至るまで詳細な科学的調査・分析が行われ、その結果に基づいて裁判官が教育的な処分を下している（科学・教育主義）。

少年法では、事案の軽重とともに、本人の問題性の大きさ（「要保護性」）が重視されるため、仮にわずか数百円相当の万引きであっても、少年の抱える問題が大きければ少年院に送致されることもある。また、覚せい剤使用事案などでは、成人の場合なら初犯であればほぼ実刑とはならないが（執行猶予）、少年の場合はほとんどが少年院に送致される。

そして少年院では、24時間体制で少年の心の内面にまで踏み込んだ「教育」が行われている。先に述べたような被害体験や資質上の問題を抱えた子ども達は、共感性に乏しく他者を尊重することが困難とも指摘されているが、そのような課題の克服に向けて、少年院では指導教官らによるマンツーマン・小規模集団での手厚い矯正教育が行われているのである。

### ② 現行少年法に対する評価

このように、少年法に基づく手続や処分は「濃密」なものであり、少年たちにとって決して「甘い」ものではない。戦後制定された現行少年法は、実はそれまで18歳未満を対象としていたのを20歳へと引き上げたものであるが、以来約70年の長きにわたり、時代に応じ様々な問題を抱えた非行少年らの立ち直りと再犯防止に極めて有効に機能してきたのであり、世界的にも犯罪の極めて少ない社会の実現に大きく寄与してきた。このことについては、適用年齢引下げ

の賛否を問わず専門家の間で異論はないところである。

#### (4) 適用年齢引下げに関する議論と刑事政策的な懸念

それでもなお、少年法の適用年齢引下げが議論されるのは、「国法上の統一性」や「分かりやすさ」、あるいは「権利を与えられた以上義務を負うべき」「国民の寛容は期待できない」等の理由からである。特に法学者の一部からは、民法上「成年」となり親権に服さなくなる18歳19歳に少年法を適用するのは国家による過剰な介入ではないかとの指摘がなされている。

しかし、前述した飲酒・喫煙や公営ギャンブルに関する扱いにもあるように、法律にはそれぞれの目的があり、適用年齢もその目的ごとに決せられるべきである。少年法は、未成熟な少年の非行に対して、教育的な手当をすることによって健全な成長発達を促して立ち直りを支援し再犯を防ぐ目的がある。民法の成年年齢引下げによっても、今日の18歳19歳はなお実態として十分に成熟した存在とは言えない以上、少年法の適用年齢を引下げる必要はない。

また、引下げの賛否に関わらず、「単なる年齢引下げだけでは、再犯の増加など刑事政策的な懸念がある」との認識は共有されている。法制審部会ではその対応策を検討しているが、現行少年法に匹敵す

るような実効的な制度の構築は極めて困難であるのが実情である。

#### 5 引下げ反対論の拡がり

以上のとおり、少年法の適用年齢引下げには大きな問題がある。全国すべての弁護士会・日弁連をはじめ、元裁判官、元家裁調査官、元少年院長など、少年司法や少年矯正の経験者からは引下げ反対の意見が出されているほか、精神科医の学会や子どもの虐待防止に関する学会からも、発達障害や被虐待経験のある子どもたちに対して適切なアセスメント（調査）や育て直し（処遇）ができなくなることに懸念が表明されている。さらには、婦人団体や教職員組合などを含む多くの団体からも年齢引下げに反対する意見が表明されている。

私には、引下げ賛成論の背景として、少年法に厳しい目を向ける世論があるのではないかと感じられるが（数年前の世論調査では年齢引下げに賛成する者の割合が高かった）、それは少年犯罪や少年法に対する誤解が影響しているように思われてならない。本稿で紹介したような少年犯罪・非行少年の実情や少年法の手続・処分の「厳しさ」・有効性について広く周知をはかり、国民的な理解を得つつ、データや専門的知見を踏まえた冷静な議論がなされることを期待したい。

#### 執筆者プロフィール

1964年生まれ。小学6年まで横浜、その後は藤沢で育つ。神奈川県立湘南高校を卒業後、京都大学法学部在学中に司法試験に合格、1993年に弁護士登録。少年事件など子どもに関する案件を数多く担当し、高嶋教科書訴訟や日の丸・君が代訴訟の弁護団にも参加。神奈川県弁護士会子どもの権利委員会委員（元委員長）、日弁連子どもの権利委員幹事。現在、法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会の委員を務める。